

【なんぶ光ネットふるさと情報センター】

◇FM告知放送10月有料化について

FM告知放送については、各区地域等から依頼された放送について、使用料を減免又は免除として来ましたが、10月1日(火)からFM告知放送の使用料を徴収いたします。

使用料は条例により決まっていますが、昨年「なんぶ光ネット運営委員会」において、開局から一年間の使用状況を見ながら有料化へ向けた整理をし、周知を図りながら10月を目途に有料化する事としてきました。

また、8月26日(月)に開催された「なんぶ光ネット運営委員会」で確認がされ当面の間、行政の事業や執行所管課が携わる諸団体の公共性、公益性を見ながら、育成や連携上その放送内容により一部を免除（将来は全て徴収）の扱いとしています。

有料化に伴う周知については、既に広報誌や区長を通じて行ってきましたが、「情報センター」へ告知放送の依頼には、放送使用料が伴う事をご承知下さい。

また、地域内の諸連絡の放送についても、既に区長を通じてお願いしました「グルーピング放送」の活用をお願いします。

*葬儀のお知らせはこれまで通り無料ですが、会葬の連絡は有料となります。また区内放送の情報センター依頼は有料となります。

放送料金

区分	放送料		
		町内	町外
告知放送 広告放送	1回を1分間以内とし、1回につき	100円	300円
		1,000円	3,000円

お問合せ 情報センター ☎ 66-3600 (直通)

総務課 ☎ 66-3401 (直通)

農林水産省からのお知らせ

「米トレーサビリティ法」をご存じですか？

食品事故等が起きた際に、速やかに流通ルートを特定し、事業者や消費者の皆様の利益を守るために、平成22年、「米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）」が施行されました。この法律に違反した場合には50万円以下の罰金などの罰則が規定されています。

農家の皆様へ

お米や米加工品を外食店や直売所、お米屋さんなどへ販売する場合

★次のどちらかの方法により、「販売した記録」を作成ください。

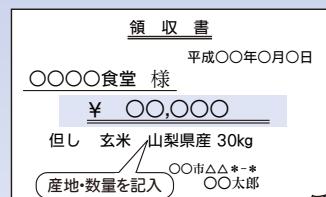
- 1) 自ら、「領収書」又は「納品書」などの伝票を発行し、控えを保存する。
- 2) 販売状況をノートや日誌などの帳面に記録する。
この場合、記録する事項は、①商品名、②産地、③数量、④取引年月日、
⑤販売先です。

★次のどちらかの方法により、「お米の産地」を販売先に伝えてください。

- 1) お米の包装に産地を記載した上で、販売先へ譲り渡す。
- 2) 産地を記載した「領収書」などの伝票を販売先へ発行する。

<注意!!> お米だけではなく、「もち」や「団子」、炊き込みご飯などの「米飯類」なども法律の対象となっています。

<注意!!> お米を紙袋やポリ袋などに入れて、一般消費者へ販売する際には、JAS法に基づく産地の表示が必要です。



外食店の皆様へ

食堂などで、ライス、丂物などの米飯類を提供する場合

★お米の産地をピラやメニューで表示してください。

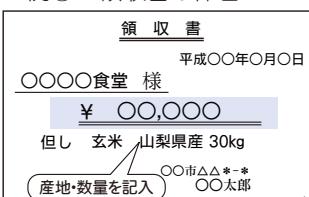
(例：「国産米」「山梨県産米」など)
例①：ピラを店内の壁に貼る。



例②：メニューに書き足す。

★お米を仕入れた際の納品書や領収書などを保管してください。（3年間保存）

例③：領収書の保管



1) 納品書や領収書に次の事項が記入されていない場合には、米袋などを確認した上で、自らご記入ください。

- ①商品名、②産地、③数量、④取引年月日、
⑤仕入先（親戚・知人などを含む）

2) 自らお米を栽培している場合や親戚・知人から譲受けた場合で、納品書などがない場合には、仕入の状況をノートや日誌などの帳面に記録してください。

9月21日(土)から9月30日(月)の期間、平成25年秋の全国交通安全運動が実施されます。高齢者の交通事故防止を基本とし、シートベルト着用・飲酒運転根絶などの取り組みが行われます。

運転されるみなさん、人と街に優しい思いやりの運転に心がけましょう。

交通事故防止に心がけましょう。

- ◆運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
- ◆運動の重点 ①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止 (特に反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④二輪車の交通事故防止(県重点)
 - ③飲酒運転の根絶

『広めよひ早のヒイトと反射材』

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(日)

秋の全国交通安全運動

◎農振農用地区域からの除外の申出を受け付けます!

平成25年度農地の転用に係る、農業振興地域整備計画のうち農用地区域からの除外（農振除外）申請について

農業振興地域のうち、特に農用地等として利用を確保すべき土地を「農用地区域」といい、原則として農地を農用地以外の用途に利用することができません。

農用地以外の用途に利用したい場合は、まず、農用地区域からの除外（農振除外）を行った上で、農地の転用許可を受ける必要があります。

農地（田・畠）を、農地以外の地目（宅地など）として利用したいとお考えの場合は、まず、農業委員会が産業振興課農政係に、その農地が農用地区域内の農地なのかを確認してください。

また、農振除外申請で受けたものが、緊急性があり目的どおり事業が実施されること、下記要件を全て満たさないと除外が認められること、除外許可を受けても農地転用は農業委員会の許可を受ける必要があることをご理解願います。

【農用地区域からの除外要件】

- 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
 - ・新たに除外しなくても利用できる土地を保有していないこと。
 - ・農用地区域外の農用地で売買（貸借）等を検討したが不調になったこと。等
- 農用地の集団化、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。
 - ・集団性のある農用地の中央に建物等を建設しないこと。
 - ・周辺農用地の農業効率が低下しないこと。
 - ・周辺の農用地の日当たりが悪化しないこと。等
- 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
- 土地改良施設に支障を及ぼさないこと。
 - ・農業用排水施設に支障がないこと。等
- 土地改良事業（農業用水路の新設、区画整理等）を実施中又は当該事業完了後8年未満の優良農用地区域内の農地でないこと。

【受付期間】

平成25年9月20日(金)から平成25年10月31日(木)まで
(※但し、土・日曜日及び祝祭日を除く。)

【受付場所及び問い合わせ先】

南部町役場分庁舎 産業振興課 農政担当
電話：64-4839（直通）

【申出方法】

除外申出用紙に必要書類を添付して提出してください。
申出の様式は下記の方法で受け取ることが可能です。

- 役場の担当窓口で配布。
- 町のホームページの“様式ダウンロード”よりダウンロードし、印刷して利用して下さい。

第13回全国障害者芸術・文化祭 やまなしだ会作品募集

全国障害者芸術・文化祭が今年度は、12月6日(金)～8日(日)の3日間、アイメッセ山梨にて開催されます。

その大会において展示する、障害のある方や障害のある方を含むグループによる美術・文芸作品を募集いたします。

○募集内容 自由部門：作品の題材は自由
テーマ部門：作品の題材として「富士山」をテーマとしたもの

○申込受付期間 9月2日(月)～10月31日(木)

○申込について 役場福祉保健課に申込書がありますので、
申込書に必要事項を記入し申込みます。

○問い合わせ 第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会実行委員会事務局
TEL 055-223-1461

平成25年住宅・土地統計調査が実施されます。

総務省統計局・南部町では、10月1日(火)現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約350万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

今回の調査では、近年において多様化している国民の居住形態や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅のストックのみならず、①住生活を支える居住環境、②耐震性・防火性といった住宅性能水準の達成度や省エネルギー性能住宅、③土地の有効利用状況を明らかにすることをねらいとしています。

9月下旬から調査員が調査対象世帯へ調査票記入のお願いに伺いますので、調査票へのご記入、又は、インターネットでの回答をお願いします。

お問合せ 企画課 66-3402（直通）